
国 崎 ク リ ー ン セ ン タ ー
基 幹 的 設 備 改 良 工 事 及 び
包 括 管 理 運 営 業 務
リ ス ク 管 理 方 針 書 (案)

令和7年3月3日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合

国崎クリーンセンター基幹的設備改良事業及び包括管理運営業務 リスク管理方針書(案)

目 次

第1章 リスク管理方針書の目的	1
第2章 リスク区分の考え方と区分ごとの目的	2
第3章 事業に係るリスク抽出シート	3
1 共 通	3
2 設計・施工段階	6
3 包括管理運営段階	8

第1章 リスク管理方針書の目的

猪名川上流広域ごみ処理施設組合（以下「本組合」という。）は、「国崎クリーンセンター基幹的設備改良工事及び包括管理運営業務（以下「本業務」という。）」を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて、RO（Rehabilitate：改修、Operate：運営・維持管理）方式により実施を予定している。

リスク管理方針書とは、本業務に係るリスクを細分化し、「リスクを管理できるものが当該リスクを分担する」という考え方にに基づき、本組合と事業者間のリスク分担の考え方や対応策、想定される費用、対象となる契約等を整理したものである。業務の実施に際して、リスクが顕在化した場合でも影響を最小限に留める仕組みを構築すること及びリスク管理を徹底し、安定した本業務の継続に資することを目的としている。

第2章 リスク区分の考え方と区分ごとの目的

本業務では、本組合が事業の仕組みに係る諸条件を定めることから、本組合が事業の仕組みに係るリスクの検討を主導する立場となる。そのため、本組合においてリスク分担の考え方を示し、リスクが顕在化した場合の対応策を事業契約書などに規定することが重要であると考えている。

一方、一般廃棄物処理施設に関する技術的な面における「安全・安心」の確保は、事業者の技術・ノウハウ・創意工夫に期待するところが大きく、事業者がリスク管理の検討を主導する立場と考えられる。

よって、リスク管理の考え方には、本組合と事業者では根本的な違いがあると考えられ、次の二つのリスク区分を設けてリスクに対する考え方を整理し、共有することが必要だと考えている。

リスク管理方針書では、下記【区分1】業務に係るリスクについて、リスクの詳細な分類、分担、対応策について示すとともに、下記【区分2】施工段階などに係るリスクについては、安全・安心の観点から、本組合として事業者側に求めるリスク対応の方向性を示している。

【区分1】 事業に係るリスク

一般的に PFI 事業で利用されている「リスク分担表」に示されるリスクを細分化し、本組合でのリスク対応策の考え方を整理する。業務に係るリスクでは、事業の実施に際して、発生する可能性のあるリスクの抽出、対応策の検討により、リスクが顕在化した場合でも、本施設の安定稼働への影響を最小限に留める仕組みを構築することを目的とする。

【区分2】 施設設計などに係るリスク

施設の性格上、施設の実施設計は、事業者（プラントメーカー等）が行うとともに、事業者の技術・ノウハウによるところが大きい。そのため、施設設計に係るリスクについては、施設の安定稼働の確保、労働災害・交通事故等に対する民間事業者の設計思想や計画の考え方、リスク対応策などを提示してもらい、本組合と事業者間でリスクに係る認識を共有することにより、技術的な面での「安全・安心」を確保することを目的とする。

第3章 事業に係るリスク抽出シート

1 共通

凡例:○は主たるリスク、△は従たるリスクを示す。

項目	No	リスクの内容			負担者		組合が負担するリスク等	事業者が負担するリスク等	事業者が負担するリスクを担保する方法	契約当事者	契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者						
契約締結リスク	1	本組合の責による場合	落札者の選定前に、本組合の政策方針の転換、財政破綻や債務の不履行等が発生した場合、本組合等が策定した計画の変更、不備により事業が中止となった場合	事業の中止、事業の再構築	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の執行済経費	○		事業再構築に係る経費	-	-	-	<入札説明書 第4章 2(4)> 【入札の取消】 ■本組合は、必要と判断した場合、落札者の選定までにPFT事業者の募集を中止し、入札を取り消すことができる。この場合、本組合は入札参加者に生じた入札参加に係る費用を負担しない。
	2		落札者選定・基本協定締結後に、本組合の政策方針の転換、財政破綻や債務の不履行等が発生した場合、本組合等が策定した計画の変更、不備により事業が中止となった場合	事業の中止、事業の再構築	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の応募費用	○		事業者の応募費用の負担	-	-	本組合 構成員 協力企業	<基本協定書 第10条(SPCあり)、第7条(SPCなし)> 【事業契約不成立の場合の処理】 ■〔第2項〕本組合の責めに帰すべき事由(本組合の議会の議決が得られなかった場合を含まない。)により事業契約の締結に至らなかった場合又は契約締結までに時間を要する場合に落札者に生じる追加費用は、本組合が負担する。
	3		落札者選定・基本協定締結後に入札書類の誤りや不備により契約の締結が遅延した場合	事業開始の遅延等	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の追加費用	○		事業者の追加費用	-	-	本組合 構成員 協力企業	<基本協定書 第10条(SPCあり)、第7条(SPCなし)> 【事業契約不成立の場合の処理】 ■〔第2項〕本組合の責めに帰すべき事由(本組合の議会の議決が得られなかった場合を含まない。)により事業契約の締結に至らなかった場合又は契約締結までに時間を要する場合に落札者に生じる追加費用は、本組合が負担する。
	4	事業者の責による場合	構成員(代表企業含む)又は協力企業が、落札者選定後、基本協定の締結までに入札参加資格を満足できなくなった場合	事業開始の遅延等	・事業者の再選定、次点事業者との協議に要する費用 ・現施設で追加的に生じる運営費	○	-	本組合に生じた損害の負担	(落札者選定後の速やかな基本協定締結)	本組合 構成員 協力企業	<入札説明書 第3章 3(4)> 【参加資格の確認】 ■〔エ〕落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員が参加資格要件を欠いた場合、本組合は、落札者と事業契約を締結しないことができる。この場合において、本組合は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。 ■※基本協定書を早期に締結することで、責任の所在を明らかにする。	
	5		構成員(代表企業含む)又は協力企業が、基本協定の締結後、契約の締結までに入札参加資格を満足できなくなった場合(独占禁止法、刑法、暴力団排除関連を含む)	事業開始の遅延等	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業者の再選定及び再契約に係る経費	○	-	本組合に生じた損害の負担	連帯責任による違約金・損害賠償の支払を規定	本組合 構成員 協力企業	<基本協定書 第7条(SPCあり)、第5条(SPCなし)> 【事業契約】 ■〔第4項〕事業契約の本契約成立までに、本業務の選定に関し落札者の代表企業その他の構成員又は協力企業に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、組合本組合は事業契約を締結しないことができまた仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができるものとし(後略) ■〔第5項〕本組合が事業契約を締結せず又は仮契約を締結している場合であってもこれを解除する場合、落札者は、共同連帯して落札金額の□□分の□に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。	
	6		基本協定の締結後、事業者の自らの都合により契約を締結しない場合	事業開始の遅延等	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業者の再選定及び再契約に係る経費	○	-	本組合に生じた損害の負担	連帯責任による違約金・損害賠償の支払を規定	本組合 構成員 協力企業	<基本協定書 第7条(SPCあり)、第5条(SPCなし)> 【事業契約】 ■〔第4項〕(前略)事業契約の本契約成立までに、本業務の選定に関し落札者の代表企業その他の構成員又は協力企業に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、組合本組合は事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができるものとし(後略) ■〔第5項〕(前略)本組合が事業契約を締結せず又は仮契約を締結している場合であってもこれを解除する場合、落札者は、共同連帯して落札金額の□□分の□に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。	
	7	本組合、事業者のいずれの責にもよらない場合	法制度の変更により、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・事業再構築に係る経費 ・事業者の執行済経費	○	○	-	-	双方が負担する旨を規定	本組合 構成員 協力企業	<基本協定書 第10条(SPCあり)、第7条(SPCなし)> 【事業契約不成立の場合の処理】 ■〔第1項〕事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、既に本組合及び落札者が本業務の準備に関して支出した費用は(中略)各自の負担とし相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
	8		地震等の災害発生により、本業務の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・事業再構築に係る経費 ・事業者の執行済経費	○	○	-	-	双方が負担する旨を規定	本組合 構成員 協力企業	<基本協定書 第10条(SPCあり)、第7条(SPCなし)> 【事業契約不成立の場合の処理】 ■〔第1項〕事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、既に本組合及び落札者が本業務の準備に関して支出した費用は(中略)各自の負担とし相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
	9		本組合議会での未決や未承認となる場合	事業の中止、事業の再構築	・事業再構築に係る経費 ・事業者の応募費用	○	○	事業再構築に係る経費	事業者の応募費用	準備費用について双方が負担する旨を規定	本組合 構成員 協力企業	<基本協定書 第10条(SPCあり)、第7条(SPCなし)> 【事業契約不成立の場合の処理】 ■〔第1項〕事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、既に本組合及び落札者が本業務の準備に関して支出した費用は(中略)各自の負担とし相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

項目	No	リスクの内容			負担者		組合が負担するリスク等	事業者が負担するリスク等	事業者が負担するリスクを担保する方法	契約当事者	契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者						
住民対応リスク	10	本組合の責による場合	本事業の実施自体に対して住民よりクレーム等があった場合	工期延長、運営開始の遅延、事業内容の変更、	・現施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費	○		事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合事業者	<p><事業契約 第24条>【施工業務に伴う近隣対策】</p> <p>■[第6項] 基幹的設備改良を実施し、包括管理運営すること自体に直接起因する費用又は損害については本組合が負担する。 本施設を設置・包括管理運営すること自体に対する住民反対運動・訴訟等に対する対応は本組合が行う。</p>
	11	事業者の責による場合	工事計画や工事そのものの不備等により住民よりクレームがあった場合	工期延長、運営開始の遅延、事業内容の変更、	・現施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費		○	-	損害の負担、建設事業者の業務変更に係る経費を負担	追加費用の負担を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第24条>【施工業務に伴う近隣対策】</p> <p>■[第1項] 事業者は、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して(中略)説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。</p>
	12	本組合の責による場合	包括管理運営期間中、本施設が存在自体やごみ処理のあり方等について住民よりクレームがあった場合	運営休止、事業内容の変更	・外部処理委託費 ・業務変更に係る経費	○		近隣対応に要する費用	-	-	本組合事業者	<p><事業契約 第36条>【包括管理運営業務に伴う近隣対応】</p> <p>■[第2項] (前略)本施設を設置・包括管理運営すること自体に対する近隣住民及び本施設の利用者との間で生じた紛争に対する対応は本組合がその費用と責任において行う。(後略)</p>
	13	事業者の責による場合	事業者の運営計画や運営業務の不備等により住民よりクレームがあった場合	運営休止、事業内容の変更	・外部処理委託費 ・業務変更に係る経費		○	-	近隣対応に要する費用	-事業者の責任の旨を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第36条>【包括管理運営業務に伴う近隣対応】</p> <p>■[第1項] 事業者が行う包括管理運営業務の結果、近隣住民及び本施設の利用者との間で生じた紛争の処理に関する費用については、事業者が負担する。</p>
第三者賠償リスク	14	本組合の責による場合	施工中における通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等による第三者への損害	第三者への損害	・第三者賠償	○		第三者賠償を負担	-	-	本組合事業者	<p><事業契約 第27条>【工事中に第三者に生じた損害】</p> <p>■事業者が改修工事を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち、本組合の責めに帰すべき事由により生じたものについては、合理的と認められる範囲で本組合が負担する。</p>
	15	事業者の責による場合	施工に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	第三者への損害	・第三者賠償		○	-	損害の負担	損害賠償を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第27条>【工事中に第三者に生じた損害】</p> <p>■事業者が改修工事を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち、本組合の責めに帰すべき事由により生じたものについては、合理的と認められる範囲で本組合が負担する。</p>
	16		施設の運営に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	第三者への損害	・第三者賠償		○	-	損害の負担	損害賠償を規定 第三者賠償責任保険への加入を義務付け	本組合事業者	<p><事業契約 第46条>【第三者に及ぼした損害】</p> <p>■[第1項] 事業者が包括管理運営業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、原則として、事業者がその損害を賠償する。</p>
法令等の変更リスク	17	法制度・許認可・税制度の新設、変更により事業実施が不可能となる場合、本事業に直接関連する場合	事業の中止、事業の再構築	事業の中止、事業の再構築	・現施設で追加的に生じるサービス対価(運営費相当) ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済経費	○		契約の解除、事業者の実行済経費の負担	-	-	本組合事業者	<p><事業契約 第57条>【施工期間中の法令変更又は不可抗力による契約解除】</p> <p>■[第1項] (前略)本事業契約の締結後における法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が困難又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると本組合が判断した場合、本組合は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。</p> <p><事業契約 第58条>【包括管理運営期間中の法令変更又は不可抗力による契約解除】</p> <p>■[第1項] (前略)本事業契約の締結後における法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が困難又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると本組合が判断した場合、本組合は、本事業契約を解除し、包括管理運営業務の全部を終了させることができる。</p> <p><事業契約 第65条>【法令変更による増加費用・損害の扱い】</p> <p>■法令変更により、設計業務、施工業務、包括管理運営業務につき事業者合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙12(法令変更による増加費用及び損害の負担)に従う。 ※別紙12 法令変更の種別による費用負担を規定</p>
	18	上記以外	-	-	-		○	-	増加費用の負担	事業者の事業収支の中で対応	本組合事業者	<p><事業契約 第65条>【法令変更による増加費用・損害の扱い】</p> <p>■法令変更により、設計業務、施工業務、包括管理運営業務につき事業者合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙12(法令変更による増加費用及び損害の負担)に従う。 ※別紙12 法令変更の種別による費用負担を規定</p>
許認可取得リスク	19	事業者の責による場合	事業者が取得すべき許認可手続等の遅延、本組合の行う申請・届出等で、建設事業者が作成する資料等の不備等により遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・現施設で追加的に生じる運営費 ・増加費用		○	-	本組合に生じた損害の負担	発生した損害を負担する旨を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第10条>【許認可、届出等】</p> <p>■[第5項] 事業者は、許認可取得の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。</p>
物価変動リスク	20	物価変動により、サービス対価(工事費相当)が変動する場合	-	-	・物価変動費	○	△	物価変動費を負担	一定の範囲内は負担	サービス対価見直しを規定	本組合事業者	<p><事業契約 第51条>【物価の変動等によるサービス対価の見直し】</p> <p>■物価の変動等の事情により変更の必要が生じた場合、本組合と事業者は(中略)サービス対価の見直しを行う。</p>

項目	No	リスクの内容			負担者		組合が負担するリスク等	事業者が負担するリスク等	事業者が負担するリスクを担保する方法	契約当事者	契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者						
物価変動リスク	21	物価変動により、サービス対価(運営費相当)が変動する場合		・物価変動によるサービス対価(運営費相当)の増減	○	△	物価変動によるサービス対価(運営費相当)の増減	一定の範囲内は負担	見直しルールを規定	本組合事業者	<p><事業契約 第51条>【物価の変動等によるサービス対価の見直し】</p> <p><事業契約書 別紙10 サービス対価の支払方法について></p> <p>[3 サービス対価の改定について]</p> <p>■ サービス対価は、物価変動が1.5%を超える場合に改定される。</p>	
周辺環境の保全リスク	22	工事に伴って発生した騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	・本施設の復旧費(損傷等が生じた場合) ・外部処理委託費 ・事業者の業務変更に係る経費		○	-	本組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	発生した損害を事業者が負担する旨を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第24条>【施工業務に伴う近隣対策】</p> <p>■ [第2項] 事業者は、自己の責任及び費用負担において、排ガス、騒音、振動、悪臭、汚水等、その他施工業務が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。</p>	
	23	施設の運営に伴って発生した騒音、振動、悪臭基準等の未達成及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	事業契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	・本施設の復旧費(損傷等が生じた場合) ・外部処理委託費 ・事業者の業務変更に係る経費		○	-	本組合に生じた損害の負担	事業者が、発生した損害を負担する旨を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第41条>【包括管理運営業務】</p> <p>■ [第1項] 事業者は、自らの責任と費用負担において、要求水準書等に定める条件に従い(中略)本施設の包括管理運営業務を行う責任を負う。</p> <p>■ [第4項] 事業者の責めに帰すべき事由により包括管理運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合は、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。</p>	
債務不履行リスク	24	本組合の責による場合	本組合の債務不履行により業務履行が不可能な場合	事業の中止、事業の再構築	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の執行済経費	○		事業者の執行済経費(損害)の負担	-	-	本組合事業者	<p><事業契約 第54条>【施工期間中の本組合の債務不履行等による契約解除】</p> <p>■ [第1項] (前略)本組合が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、本組合が(中略)当該違反を是正しない場合、事業者は本事業契約を解除することができる。</p> <p>■ [第4項] 本事業契約が解除された場合、本組合は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害及び合理的な増加費用を賠償する。</p>
	25		本組合の債務不履行により工事遅延となる場合	工期延長、事業開始の遅延等	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・増加費用	○		事業者の執行済経費(損害)の負担 増加費用の負担	-	-	本組合事業者	<p><事業契約 第34条>【工期の変更】</p> <p>■ [第1項] 事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により工期の延長を必要とし、その旨を本組合に請求した場合、延長期間を含め本組合と事業者が協議して決定する。</p> <p><事業契約 第35条>【工期変更に伴う費用負担】</p> <p>■ [第1項] 本組合の責めに帰すべき事由により対象設備の引渡しが遅延した場合又は施工業務の工期を短縮した場合には、本組合は、事業者と協議のうえ、当該工期変更に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払う。(後略)</p>
	26		包括管理運営期間中において、本組合の債務不履行により業務履行が不可能の場合、本組合が債務の履行を行わない事態を一定期間継続した場合	事業の停止、事業の再構築	・外部処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の執行済経費	○		事業者の執行済経費(損害)の負担	-	-	本組合事業者	<p><事業契約 第56条>【包括管理運営期間中の本組合の債務不履行による契約解除】</p> <p>■ [第1項] (前略)組合が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、本組合が事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は、本組合に対して本事業契約を解除することができる。</p>
27		サービス対価(運営費相当)の不払いの場合	事業の停止	・遅延損害金(遅延利息)	○		事業者に対する損害負担	-	-	本組合事業者	<p><事業契約 第56条>【包括管理運営期間中の本組合の債務不履行による契約解除】</p> <p>■ [第1項] (前略)組合が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、本組合が事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は、本組合に対して本事業契約を解除することができる。</p>	
事業者の責による場合	28	設計・施工期間での事業放棄、契約解除の申出の場合	事業の中止、事業の再構築	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の執行済経費		○	-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第53条>【施工期間中の事業者の債務不履行等による契約解除】</p> <p>■ [第1項] 本事業契約締結日以後、対象設備の事業者から本組合に対する引渡しまでの間において、事業者に次の各号に掲げる事項が発生した場合は、本組合は、事業者に対して通知した上で本事業契約を解除することができる。(1)～(7)、事業の放棄、自破産手続きの開始等)</p>	
	29	設計・施工業務に関する要求水準未達成のため契約が解除される場合	事業の中止、事業の再構築	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の執行済経費		○	-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合事業者		
	30	設計・施工業務に関する要求水準の未達により工事遅延となる場合	工期延長、運営開始の遅延	・現施設で追加的に生じる運営費		○	-	本組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第35条>【工期変更に伴う費用負担】</p> <p>■ [第2項] 事業者の責めに帰すべき事由により対象設備の引渡しが遅延した場合、事業者は、本件引渡日の翌日から実際に対象設備が事業者から本組合に対して引渡された日までの期間において、(中略)遅延損害金を支払う。</p> <p>※事業者の責によるサービス対価の変動について組合は責を負わない。</p>	
	31	包括管理運営期間中の事業放棄、重大な契約違反の場合	事業の中止、事業の再構築	・外部処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の執行済経費		○	-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第55条>【包括管理運営期間中の事業者の債務不履行による契約解除】</p> <p>■ [第1項] 対象設備の引渡時以降において、次の各号に掲げる事項(要求水準書未達成を治癒できない場合等)が発生した場合は、(中略)本組合は、本事業契約を解除することができる。</p>	
	32	包括管理運営期間中の要求水準の未達、債務不履行が猶予期間を経過しても改善が見込めない場合	事業の中止、事業の再構築	・外部処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の執行済経費		○	-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合事業者	<p>■ [第3項] 本施設の引渡し後に第1項により本事業契約が解除された場合、事業者は、維持管理・運営業務履行の対価に相当する包括管理運営費(サービス対価B、C)の一年間分に相当する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10%に相当する違約金を本組合に支払わなければならない。</p>	

項目	No	リスクの内容			負担者		組合が負担するリスク等	事業者が負担するリスク等	事業者が負担するリスクを担保する方法	契約当事者	契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者						
債務不履行リスク	33	事業者の責による場合	包括管理運営期間中の要求水準の未達、債務不履行の場合	運営休止、事業内容の変更	・外部処理委託費 ・業務変更に係る経費		○	-	本組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第41条>【包括管理運営業務】</p> <p>■[第1項] 事業者は、自らの責任と費用負担において、要求水準書等に定める条件に従い、(中略)本施設の包括管理運営業務を行う責任を負う。</p> <p>■[第4項] 事業者の責めに帰すべき事由により包括管理運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合は、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。</p>
不可抗力リスク	34		施工期間中において、大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済経費	○	△	契約の解除 事業者の業務変更に係る経費を負担	損害額を一部負担	対象施設に発生した損害の1%までを事業者が負担する旨を規定する。	本組合事業者	<p><事業契約 第57条>【施工期間中の法令変更又は不可抗力による契約解除】</p> <p>■(前略)法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が困難又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると本組合が判断した場合、本組合は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。</p> <p><事業契約 第67条>【不可抗力による増加費用・損害の扱い】</p> <p>■不可抗力により、設計業務、施工業務、工事監理業務、包括管理運営業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙13(不可抗力による増加費用及び損害の負担)に従う。</p>
	35		施工期間中において、大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合、災害による運営開始の遅延、災害復旧費の発生が生じた場合	工期延長、工期延長、運営開始の遅延	・災害復旧費 ・現施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費	○	△	災害復旧費を負担、事業者の業務変更に係る経費を負担	一定の範囲内は負担	サービス対価(工事費相当)の1%までを事業者が負担する旨を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第67条>【不可抗力による増加費用・損害の扱い】</p> <p>■不可抗力により、設計業務、施工業務、包括管理運営業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙13(不可抗力による増加費用及び損害の負担)に従う。</p> <p><事業契約 第34条>【工期の変更】</p> <p>■[第1項] 事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により工期の延長を必要とし、その旨を本組合に請求した場合、延長期間を含め本組合と事業者が協議して決定する。</p>
	36		包括管理運営期間中において、大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・外部処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済経費	○		契約の解除、事業者の実行済経費の負担	-	-	本組合事業者	<p><事業契約 第58条>【包括管理運営期間中の法令変更又は不可抗力による契約解除】</p> <p>■[第1項] (前略)本事業契約の締結後における法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が困難又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると本組合が判断した場合、本組合は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。</p>
	37		包括管理運営期間中において、大規模災害による損害が発生し、修復のため遅滞や追加費用等が発生する場合	運営休止、事業内容の変更	・本施設の復旧費(損傷等が生じた場合) ・外部処理委託費 ・業務変更に係る経費	○	△	復旧費を負担	損害額を一部負担	対象施設に発生した損害の1%までを事業者が負担する旨を規定する。	本組合事業者	<p><事業契約 第67条>【不可抗力による増加費用・損害の扱い】</p> <p>■不可抗力により、設計業務、施工業務、工事監理業務、包括管理運営業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙13(不可抗力による増加費用及び損害の負担)に従う。</p>
	38		包括管理運営期間中、本施設の性能の未達成が不可抗力により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	・外部処理委託費 ・業務変更に係る経費	○	△	調査費、復旧費を負担	損害額を一部負担	対象施設に発生した損害の1%までを事業者が負担する旨を規定する。	本組合事業者	<p><事業契約 第67条>【不可抗力による増加費用・損害の扱い】</p> <p>■不可抗力により、設計業務、施工業務、工事監理業務、包括管理運営業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙13(不可抗力による増加費用及び損害の負担)に従う。</p>

2 設計・施工段階

凡例:○は主たるリスク、△は従たるリスクを示す。

項目	No	リスクの内容			負担者		組合が負担するリスク等	事業者が負担するリスク等	事業者が負担するリスクを担保する方法	契約当事者	契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者						
設計変更リスク	39	本組合の責による場合	本組合が提示した要求水準書や設計に係る仕様変更を指示した場合	工期延長、運営開始の遅延	・現施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費	○		事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合事業者	<p><事業契約 第11条>【対象設備の設計】</p> <p>■[第12項] 本組合の責めに帰すべき事由〔中略〕により設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、本組合は、事業者と協議のうえ合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。</p>
	40		本組合の指示による設計図書が不適合の場合	工期延長、運営開始の遅延	・現施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費	○		事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合事業者	<p><事業契約 第11条>【対象設備の設計】</p> <p>■[第12項] 本組合の責めに帰すべき事由〔中略〕により設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、本組合は、事業者と協議のうえ合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。</p>
	41	事業者の責による場合	設計図書不適合により工事の遅延が発生する場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	・現施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費		○	-	本組合に生じた損害の負担	追加費用の負担を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第11条>【対象施設の設計】</p> <p>■[第5項] 本組合は、事業者から提示された設計図書が要求水準書等若しくは本組合と事業者との協議において合意された事項に従っていない、又は提示された設計図書では要求水準書等において要求される仕様を満たさないと判断する場合、事業者と協議の上、事業者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。</p> <p>■[第9項] 設計受託者等に関する事由に起因して施工業務の開始が遅延した場合において、本組合又は事業者が負担することとなる増加費用及び損害については、全て事業者が負担する。</p> <p>※ 損害には現施設において追加的に生じる包括管理運営費を含む。</p>

項目	No	リスクの内容			負担者		組合が負担するリスク等	事業者が負担するリスク等	事業者が負担するリスクを担保する方法	契約当事者	契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者					
設計変更リスク	42	事業者の責による場合	事業者の基本・実施設計不備等により事業の実施が不可能になった場合	事業の中止、事業の再構築	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済経費	○	-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第53条>【施工期間中の事業者の債務不履行等による契約解除】</p> <p>■〔第1項〕本事業契約締結日以後、対象設備の引渡しまでの間において、事業者に次の各号に掲げる事項が発生した場合は、本組合は、事業者に対して通知した上で本事業契約を解除することができる。(後略)(事業の放棄、自破産手続きの開始等)</p> <p><事業契約 第33条>【対象設備の契約不適合責任、性能保証】</p> <p>■〔第1項〕本組合は、対象設備等に契約不適合があるときは、事業者に対して、当該対象設備等の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。(後略)</p>
各種調査の不備リスク	43	本組合の責による場合	本組合提供した本件土地に関する参考資料と齟齬がある場合	工期延長、運営開始の遅延	・現施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費	○	-	事業者の業務変更に係る経費を負担	-	本組合事業者	<p><事業契約 22条>【施工業務に伴う各種調査】</p> <p>■〔第2項〕〔前略〕本組合は、当該提出した本件土地に関する参考資料の内容が、本件土地に関する調査結果と齟齬を生じていたことに起因して事業者が発生した損害又は増加費用については合理的と認められる範囲で責任を負担する。</p>
	44	事業者の責による場合	事業者が追加で実施した調査に不備がある場合	工期延長、運営開始の遅延	・現施設で追加的に生じる運営費 ・業務変更に係る経費	○	-	本組合に生じた損害の負担	追加費用の負担を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第22条>【施工業務に伴う各種調査】</p> <p>■〔第1項〕事業者は、〔中略〕各種調査を行う場合には、〔中略〕自己の責任及び費用負担により行う。(後略)</p>
工事の遅延リスク	45	本組合の責による場合	施設設計確認の遅れ等が本組合の事由により建設着工が事業者と合意した期間から遅延した場合	工期延長、運営開始の遅延	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・増加費用	○	-	事業者に追加的に生じる費用の負担	-	本組合事業者	<p><事業契約 第34条>【工期の変更】</p> <p>■〔第1項〕事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を本組合に請求した場合、延長期間を含め本組合と事業者が協議して決定する。</p> <p>■〔第2項〕本組合が事業者に対して工期の変更を請求した場合、本組合と事業者は、協議により当該変更の可否を定める。</p> <p><事業契約 第35条>【工期変更に伴う費用負担】</p> <p>■〔第1項〕本組合の責めに帰すべき事由により対象設備の引渡しが遅延した場合又は施工業務の工期を短縮した場合には、本組合は、事業者と協議のうえ、当該工期変更に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払う。(後略)</p>
	46		本組合の提示条件の不備や本組合の指示により工程が変更された場合	工期延長、運営開始の遅延	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・増加費用	○	-	事業者に追加的に生じる費用の負担	-	本組合事業者	<p><事業契約 第34条>【工期の変更】</p> <p>■〔第1項〕事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を本組合に請求した場合、延長期間を含め本組合と事業者が協議して決定する。</p> <p>■〔第2項〕本組合が事業者に対して工期の変更を請求した場合、本組合と事業者は協議により当該変更の可否を定める。</p> <p><事業契約 第35条>【工期変更に伴う費用負担】</p> <p>■〔第1項〕本組合の責めに帰すべき事由により対象設備の引渡しが遅延した場合又は施工業務の工期を短縮した場合には、本組合は、事業者と協議のうえ、当該工期変更に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払う。(後略)</p>
	47	事業者の責による場合	施設設計の遅延や工事の遅延、完工供用開始の遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・増加費用	○	-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第35条>【工期変更に伴う費用負担】</p> <p>■〔第2項〕事業者の責めに帰すべき事由により対象設備の引渡しが遅延した場合、事業者は、本件引渡日の翌日から実際に対象設備が事業者から本組合に対して引渡された日までの期間において、(中略)遅延損害金を支払う。(後略)</p>
	48	経済情勢等の影響による資材・部品の調達・納入遅延の発生した場合(事業者に責が無い場合に限る)	工期延長、運営開始の遅延	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・増加費用	○	△	事業者に追加的に生じる費用の負担	-	-	本組合事業者	<p><事業契約 第66条>【通知の付与及び協議】</p> <p>■〔第2項〕(前略)本組合及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに対象設備の設計及び施工、引渡日、本事業契約等の変更について協議する。(後略)</p> <p><事業契約 第67条>【不可抗力による増加費用・損害の扱い】</p> <p>■ 不可抗力により(中略)事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙13(不可抗力による増加費用及び損害の負担)に従う。</p>
	49	大規模災害等により人員確保が困難となり遅延が発生する場合(事業者に責が無い場合に限る)		・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業再構築に係る経費 ・増加費用	○	△	事業者に追加的に生じる費用の負担	-	-	本組合事業者	<p><事業契約 第66条>【通知の付与及び協議】</p> <p>■〔第2項〕(前略)本組合及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに対象設備の設計及び施工、引渡日、本事業契約等の変更について協議する。(後略)</p> <p><事業契約 第67条>【不可抗力による増加費用・損害の扱い】</p> <p>■ 不可抗力により(中略)事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙13(不可抗力による増加費用及び損害の負担)に従う。</p>
基幹的設備改良事業費(サービス対価)の増大リスク	50	本組合の責による場合	発注条件変更等によりサービス対価(工事費相当)の増加が発生した場合	サービス対価(工事費相当)の増加	・事業者の業務変更に係る経費	○	-	事業者の業務変更に係る経費を負担	-	本組合事業者	<p><事業契約 第17条>【対象設備の改修】</p> <p>■〔第4項〕本組合の責めに帰すべき事由により、(中略)施工費が増加する場合又は損害が発生した場合、本組合は、事業者と協議のうえ合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害(解体・撤去の費用又は損害を含む)を負担する。</p>
	51		本組合自らが実施する調査、工事に係る事故等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・本施設の復旧費(損傷等が生じた場合) ・現施設で追加的に生じる運営費	○	-	復旧費を負担	-	本組合事業者	<p><事業契約 第17条>【対象設備の改修】</p> <p>■〔第4項〕本組合の責めに帰すべき事由により、(中略)施工費が増加する場合又は損害が発生した場合、本組合は、事業者と協議のうえ合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害(解体・撤去の費用又は損害を含む)を負担する。</p>

項目	No	リスクの内容			負担者		組合が負担するリスク等	事業者が負担するリスク等	事業者が負担するリスクを担保する方法	契約当事者	契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者						
基幹的設備改良事業費(サービス対価)の増大リスク	52	事業者の責による場合	調査、工事に係る事故等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・本施設の復旧費(損傷等が生じた場合) ・現施設で追加的に生じる運営費		○	-	復旧費を負担	事業者の責任の旨を規定	本組合事業者	<事業契約 第35条> 【工期変更に伴う費用負担】 ■〔第2項〕 事業者の責めに帰すべき事由により対象設備の引渡しが遅延した場合、事業者は、本件引渡日の翌日から実際に対象設備が事業者から本組合に対して引渡された日までの期間(中略)において、(中略)遅延損害金を支払う。 ※事業者の責によるサービス対価の変動について組合は責を負わない。
	53		本組合の責によらずサービス対価(工事費相当)の増加が発生した場合	サービス対価(工事費相当)の増加	・建設事業者の業務変更に係る経費		○	-	サービス対価(運営費相当)(増加分)を負担	事業者の責任の旨を規定	本組合事業者	
試運転、引渡性能試験リスク	54	事業者の責による場合	試運転、引渡性能試験の結果、契約で規定した要求水準等に未達の場合	工期延長、運営開始の遅延	・現施設で追加的に生じる運営費 ・増加費用		○	-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合事業者	<事業契約 第35条> 【工期変更に伴う費用負担】 ■〔第2項〕 事業者の責めに帰すべき事由により対象設備の引渡しが遅延した場合、事業者は、本件引渡日の翌日から実際に対象設備が事業者から本組合に対して引渡された日までの期間(中略)において、遅延損害金を支払う。 ※事業者の責によるサービス対価の変動について組合は責を負わない。
	55		重大な契約不適合が発見された場合	工期延長、運営開始の遅延	・現施設で追加的に生じる運営費 ・増加費用 ・本施設の復旧費(損傷等が生じた場合)		○	-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合事業者	
交付金リスク	56	事業者の責による場合	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生した場合	交付金交付に係る事業の遅延、契約の解除	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業者の業務変更に係る経費 ・事業者の再選定及び再契約に係る経費		○	-	本組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	本組合に損害が生じた場合、事業者による負担を規定	本組合事業者	<事業契約 第53条> 【施工期間中の事業者の債務不履行等による契約解除】 ■〔第1項〕 (前略)事業者に次の各号に掲げる事項が発生した場合は、本組合は、事業者に対して通知した上で本事業契約を解除することができる。(後略) (中略) (3)施工期間経過後、相当の期間内に施工業務を完成する見込みが明らかに存在しないと本組合が認めたとき。 (中略) (7) (前略)事業者が本事業契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと本組合が認めたとき、又はその他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると本組合が認めたとき。 (後略)
	57	本組合の責による場	その他の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生した場合	交付金交付に係る事業の遅延、契約の解除	・現施設で追加的に生じる運営費 ・事業者の業務変更に係る経費 ・事業者の再選定及び再契約に係る経費	○		事業者の業務変更に係る経費を負担又は契約の解除	-	-	本組合事業者	<事業契約 第17条> 【対象設備の改修】 ■〔第4項〕 本組合の責めに帰すべき事由(中略)により施工費が増加する場合又は損害が発生した場合、本組合は、事業者と協議のうえ合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害(解体・撤去の費用又は損害を含む)を負担する。 <事業契約 第54条> 【施工期間中の本組合の債務不履行等による契約解除】 ■〔第4項〕 本組合は、事業者に対し、当該本契約の解除により事業者が被った損害及び合理的な増加費用を賠償する。

包括管理運営段階

項目	No	リスクの内容			負担者		組合が負担するリスク等	事業者が負担するリスク等	事業者が負担するリスクを担保する方法	契約当事者	契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者					
ごみ量、ごみ質の変動リスク	58	計画ごみ量に対し実処理量の変動した場合のサービス対価(運営費相当)の変動	-	・変動費の増減	○		ごみ処理量の増減に応じたサービス対価の支払い	-	-	本組合事業者	<事業契約 別紙10 2> 【包括管理運営業務に係るサービス対価B、Cの支払】 ■ 処理量に応じた単価を設定し、組合は処理量に応じたサービス対価Cを支払う。
	59	計画ごみ量に対し実処理量が著しく変動した場合のサービス対価(運営費相当)の変動(計画ごみ量を超過した場合の対応)	-	・変動費の増減 ・補修費の増減 ・人件費の増減	○	△	増減分を負担(協議による)	増減分を負担(協議による)	協議による	本組合事業者	<事業契約 第69条> 【協議】 ■ 本事業契約において、両当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、本組合及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。 <事業契約 第77条> 【解釈等】 ■〔第2項〕 本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合(中略)、本組合及び事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。

項目	No	リスクの内容			負担者		組合が負担するリスク等	事業者が負担するリスク等	事業者が負担するリスクを担保する方法	契約当事者	契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者					
ごみ量、ごみ質の変動リスク	60	搬入する一般廃棄物等のごみ質が要求水準書に規定する範囲内で変動した場合の費用変動	-	・変動費の増減		○	-	増減分を負担	事業者の責任の旨を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第41条>【包括管理運営業務】</p> <p>■〔第1項〕事業者は、自らの責任と費用負担において、要求水準書等に定める条件に従い(中略)包括管理運営期間中、本施設の包括管理運営業務を行う責任を負う。</p>
ごみ量、ごみ質の変動リスク	61	搬入するごみ質が要求水準書に規定する以上に著しく変動した場合の費用変動	-	・変動費の増減 ・補修費の増減 ・人件費の増減	○	△	増減分を負担(協議による)	増減分を負担(協議による)-	協議による	本組合事業者	<p><事業契約 第69条>【協議】</p> <p>■本事業契約において、両当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、本組合及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。</p> <p><事業契約 第77条>【解釈等】</p> <p>■〔第2項〕本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合(中略)、本組合及び事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。</p>
	62	災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合の費用	-	・変動費の増減 ・補修費の増減 ・人件費の増減 ・その他費用	○	△	増減分を負担(一定以上)	一定の範囲の増減分を負担	協議による	本組合事業者	<p><事業契約 第69条>【協議】</p> <p>■本事業契約において、両当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、本組合及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。</p> <p><事業契約 第77条>【解釈等】</p> <p>■〔第2項〕本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合(中略)、本組合及び事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。</p>
搬入禁止物混入リスク	63	事業者の責による場合(事業者が善管注意義務を果たしていなかったことを本組合が判断した場合)	運営休止(故障)	・外部処理委託費 ・本施設の復旧費(損傷等が生じた場合)		○	-	ごみ処理費、復旧費を負担	事業者の責任の旨を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第41条>【包括管理運営業務】</p> <p>■〔第1項〕事業者は、自らの責任と費用負担において、要求水準書等に定める条件に従い、(中略)本施設の包括管理運営業務を行う責任を負う。</p> <p>■〔第4項〕事業者の責めに帰すべき事由により包括管理運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合は、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。</p>
	64	事業者の責によらない場合(事業者が善管注意義務を果たしていることを本組合が確認できた場合)	運営休止(故障)	・外部処理委託費 ・本施設の復旧費(損傷等が生じた場合)	○		ごみ処理費、復旧費を負担	-	-	本組合事業者	<p><事業契約 第41条>【包括管理運営業務】</p> <p>■〔第3項〕本組合の責めに帰すべき事由(本組合の責めに帰すべき事由に基づく指示若しくは請求(中略)により包括管理運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、本組合は、合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。</p>
性能未達成リスク	65	本組合の責による場合	性能の未達成が本組合の条件変更等により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	○		復旧費を負担	-	-	本組合事業者	<p><事業契約 第41条>【包括管理運営業務】</p> <p>■〔第3項〕本組合の責めに帰すべき事由(本組合の責めに帰すべき事由に基づく指示若しくは請求(中略)により包括管理運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、本組合は、合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。</p>
	66	事業者の責による場合	性能の未達成が施設設計・施工の契約不適合により発生した場合	運営休止、事業内容の変更		○	-	ごみ処理費、復旧費を負担	事業者の責任の旨を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第33条>【対象設備の契約不適合責任、性能保証】</p> <p>■〔第1項〕本組合は、対象設備等に契約不適合があるときは、事業者に対して(中略)履行の追完を請求することができる。(後略)</p> <p><事業契約 第41条>【包括管理運営業務】</p> <p>■〔第4項〕事業者の責めに帰すべき事由により包括管理運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合は、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。</p>
	67	要求水準書に規定する公害防止条件の未達成が生じた場合	運営休止、事業内容の変更	・外部処理委託費 ・業務変更に係る経費		○	-	ごみ処理費、復旧費を負担 サービス対価の減額	事業者の責任の旨を規定 サービス対価の減額を規定	本組合事業者	<p><事業契約 第33条>【対象設備の契約不適合責任、性能保証】</p> <p>■〔第13項〕(前略)事業者は、対象設備等が事業期間中にわたり入札説明書等で規定された性能を維持することを保証する。</p> <p><事業契約 第41条>【包括管理運営業務】</p> <p>■〔第1項〕事業者は、自らの責任と費用負担において、要求水準書等に定める条件に従い、(中略)本施設の包括管理運営業務を行う責任を負う。</p> <p>■〔第4項〕事業者の責めに帰すべき事由により包括管理運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合は、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。</p> <p><事業契約 第45条>【本組合による説明要求及び立会い】</p> <p>第2項にいう別紙11(モニタリング及びサービス購入費の減額)</p> <p>■〔別紙11 第3 2(4)ウ〕事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準書に定める公害防止条件の未達成が生じた場合には(中略)本施設を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本組合が認める日まで、年 365 日の日割り計算で人件費相当額の 10%を減額する。</p>

項目	No	リスクの内容			負担者		組合が負担するリスク等	事業者が負担するリスク等	事業者が負担するリスクを担保する方法	契約当事者	契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者					
性能未達成リスク	68	要求水準の未達成が生じた場合(公害防止基準の未達成以外)	運営休止、事業内容の変更	・外部処理委託費 ・業務変更に係る経費		○	-	ごみ処理費、復旧費を負担 サービス対価の減額	事業者の責任の旨を規定 サービス対価の減額を規定	本組合 事業者	<p><事業契約 第33条>【対象設備の契約不適合責任、性能保証】</p> <p>■〔第13項〕(前略)事業者は、対象設備等が事業期間中にわたり入札説明書等で規定された性能を維持することを保証する。</p> <p><事業契約 第41条>【包括管理運営業務】</p> <p>■〔第1項〕事業者は、自らの責任と費用負担において、要求水準書等に定める条件に従い(中略)本施設の包括管理運営業務を行う責任を負う。</p> <p>■〔第4項〕事業者の責めに帰すべき事由により包括管理運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合は、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。</p> <p><事業契約 第45条>【本組合による説明要求及び立会い】</p> <p>第2項にいう別紙11(モニタリング及びサービス購入費の減額)</p> <p>■〔別紙11 第32(4)ア〕モニタリングの結果、本組合が是正勧告(第2回目)を行った場合、当該事象に対して第2回目の勧告を行った日を起算日(同日を含む。以下同じ。)とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本組合が認める日まで、年365日の日割り計算で事業者に支払うサービス対価Bの人件費相当額を減額する。</p>
施設破損リスク	69	事業者の責による事故、火災等による本施設の修復等に係る費用増大	運営休止(故障)、修繕	・外部処理委託費 ・本施設の復旧費(損傷等が生じた場合)		○	-	ごみ処理費、復旧費を負担	事業者の責任の旨を規定	本組合 事業者	<p><事業契約 第41条>【包括管理運営業務】</p> <p>■〔第1項〕事業者は、自らの責任と費用負担において、要求水準書等に定める条件に従い(中略)本施設の包括管理運営業務を行う責任を負う。</p> <p>■〔第4項〕事業者の責めに帰すべき事由により包括管理運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合は、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。</p>
施設破損リスク	70	本組合の責による場合の本施設の破損に伴う費用増大	運営休止(故障)、修繕	・外部処理委託費 ・本施設の復旧費(損傷等が生じた場合)	○		復旧費を負担	-	-	本組合 事業者	<p><事業契約 第41条>【包括管理運営業務】</p> <p>■〔第3項〕本組合の責めに帰すべき事由(本組合の責めに帰すべき事由に基づく指示若しくは請求(中略)により包括管理運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、本組合は、合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。</p>
サービス対価(運営費相当)増大リスク	71	本組合の条件変更等によりサービス対価(運営費相当)の増加が発生した場合	-	・事業者の業務変更に係る経費	○		事業者の業務変更に係る経費を負担(協議)	-	-	本組合 事業者	<p><事業契約 第41条>【包括管理運営業務】</p> <p>■〔第3項〕本組合の責めに帰すべき事由(本組合の責めに帰すべき事由に基づく指示若しくは請求(中略)により包括管理運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、本組合は、合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。</p>
	72	事業者の責によりサービス対価(運営費相当)の増加が発生した場合	-	・事業者の業務変更に係る経費		○	-	増加分を負担	事業者の責任の旨を規定(本組合の追加費用負担が無旨を規定)	本組合 事業者	<p><事業契約 第41条>【包括管理運営業務】</p> <p>■〔第4項〕事業者の責めに帰すべき事由により包括管理運営業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合は、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。</p>
施設の性能確保リスク	73	事業終了時における施設の性能確保	事業終了の遅延、事業内容の変更	・遅延期間に係る運営費又は外部処理委託費 ・本施設の復旧費(損傷等が生じた場合)		○	-	復旧費を負担	事業者の責任の旨を規定	本組合 事業者	<p><事業契約 第52条>【契約期間】</p> <p>■〔第4項〕本組合は、(中略)契約期間終了時において要求水準書等に定められた要求水準が満たされるか判断するために、別途協議により定められた事項について終了前検査を行う。本施設及び本施設内の設備の状態が要求水準書等に定められた要求水準を満たしていないことが判明した場合、本組合は事業者에게これを通知し、事業者は速やかにこれを修繕する。(後略)</p>
事業終了時の諸手続に係る費用の増大リスク	74	引継ぎ資料の不備、後任事業者への教育の不備、諸手続の遅れ等による遅延リスク	事業終了の遅延、事業内容の変更	・遅延期間に係る運営費又は外部処理委託費		○	-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合 事業者	<p><事業契約 第38条>【本事業契約終了時の対応】</p> <p>■包括管理運営期間の満了又は本契約の解除にあたっては、本組合又は本組合の指定する者に対して本施設の包括管理運営を支障なく継続できるよう必要な引継ぎを行なうとともに(後略)。</p>